

プラント状況確認結果(令和6年2月7日～令和6年2月13日)

令和6年2月14日
福島県原子力安全対策課

令和6年2月7日～令和6年2月13日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(2月13日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.8	1.3	3.8	—
		圧力容器 底部温度(°C)	15.3	25.4	17.3	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.24×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.08	0.23	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	20.3	19.0	— ^{※3}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(2月13日午前10時)
最小 0.310(MP-6)～最大 0.963(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(2月12日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.36 Bq/L(港湾内東側)

～最大 2.2 Bq/L(遮水壁前)

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(2月12日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.58 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.88 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(2月9日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.6 Bq/L (4号機)
～ 最大 1500 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和6年2月7日～令和6年2月13日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 高温高圧焼却炉建屋東側壁面の配管からの水の漏えいについて

2月7日午前8時53分頃、協力企業作業員が高温高圧焼却炉東側壁面の配管から水が漏えいしていることを確認しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発生場所(設備名称) 高温高圧焼却炉建屋東側
- ・漏えい箇所 高温高圧焼却炉建屋東側壁面に設置されている第二セシウム吸着装置のベントロ
- ・漏えい範囲 漏えい箇所下部敷き鉄板上約4m×4m×深さ1mm
漏えい箇所下部敷き鉄板の隙間から土壌へ漏えい水がしみ込んだ可能性あり
- ・拡大防止処置 漏えい箇所を区画
- ・漏えい継続の有無 なし
- ・汚染の有無 あり
スミヤ測定結果: 72,000cpm(バックグラウンド: 300cpm)
測定結果より第二セシウム吸着装置の系統水と判断
モニタリングポスト・敷地境界連続ダストモニタの指示値に有意な変動がないことを確認
漏えい箇所からの距離が最も近いK排水路モニタの指示値に有意な変動がないことを確認
漏えい箇所近傍に堰・側溝がないことを確認
漏えい箇所下部敷き鉄板の隙間から土壌へ漏えい水がしみ込んだ可能性があるため、今後、土壌の回収を行う

・漏えい量の概略評価を行ったところ、本日(2月7日)午後3時30分、核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物資の防護に関する規則第18条第11号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物資等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断した。

・なお、近傍の構内連続ダストモニタの指示値が通常の変動範囲内で一時的にごくわずかに上昇したが、現在は、元の値に戻っている。

・また、モニタリングポスト・敷地境界連続ダストモニタ・漏えい箇所からの距離が最も近いK排水路モニタの指示値に有意な変動はない。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) をご覧ください。

■ 体調不良者の発生について

2月7日午前10時49分、発電所構内第二土捨て場において、体調不良者が発生し、入退域管理棟救急医療室で医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると判断されたため、午前11時48分、救急車を要請しました。状況は以下のとおりです。

- ・ 体調不良者の所属 協力企業作業員
- ・ 身体汚染の有無 なし
- ・ 発生状況 作業中、体調不良を訴えた
- ・ 救急車出発時刻：午後0時14分
- ・ 救急車到着時刻：午後0時31分

当該体調不良者については、医療機関にて医師の診断の結果、個人の疾病と判断されました。なお、病名等は控えさせていただきます。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) をご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）